

(1) 小・中学校の設置・運営の在り方について

- ① 学校の適正配置について … 1
- ② コミュニティ・スクールについて … 10
- ③ 学校選択制について … 21

①学校の適正配置について

【参考法令】

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 中学校については、第79条において準用。

※ この規定については昭和33年の省令改正により条文化。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※ 昭和33年制定。

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第三条第一項

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

文 初 財 5 0 3 号
昭和31年11月17日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県知事

文部事務次官

公立小・中学校の統合方策について

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実をはかることがむずかしいため教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

については、貴職におかれても学校統合の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進をはかるとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方をお願いする。

なお、文部省においては、答申の趣旨に従って所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おって連絡する。

公立小・中学校の統合方策についての答申（昭和31年11月15日）

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行って得た結果に基き、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建設計画において地域の文化的中心であり精神的結合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運をあわせて、小規模学校の統合を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

一 学校統合の基本方針について

- 1 国および地方公共団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向をじゅうぶんに考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであって、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

二 学校統合の基準について

- 1 小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね一二学級ないし一八学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあっては、四キロメートル、中学校生徒にあっては六キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件ならびに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

三 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費についてじゅうぶんにかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基く補助金等の配分については、統合を行った学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要となるスクール・バス、スクール・ボート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

文 初 財 4 3 1 号
昭和 4 8 年 9 月 2 7 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長
文部省管理局長

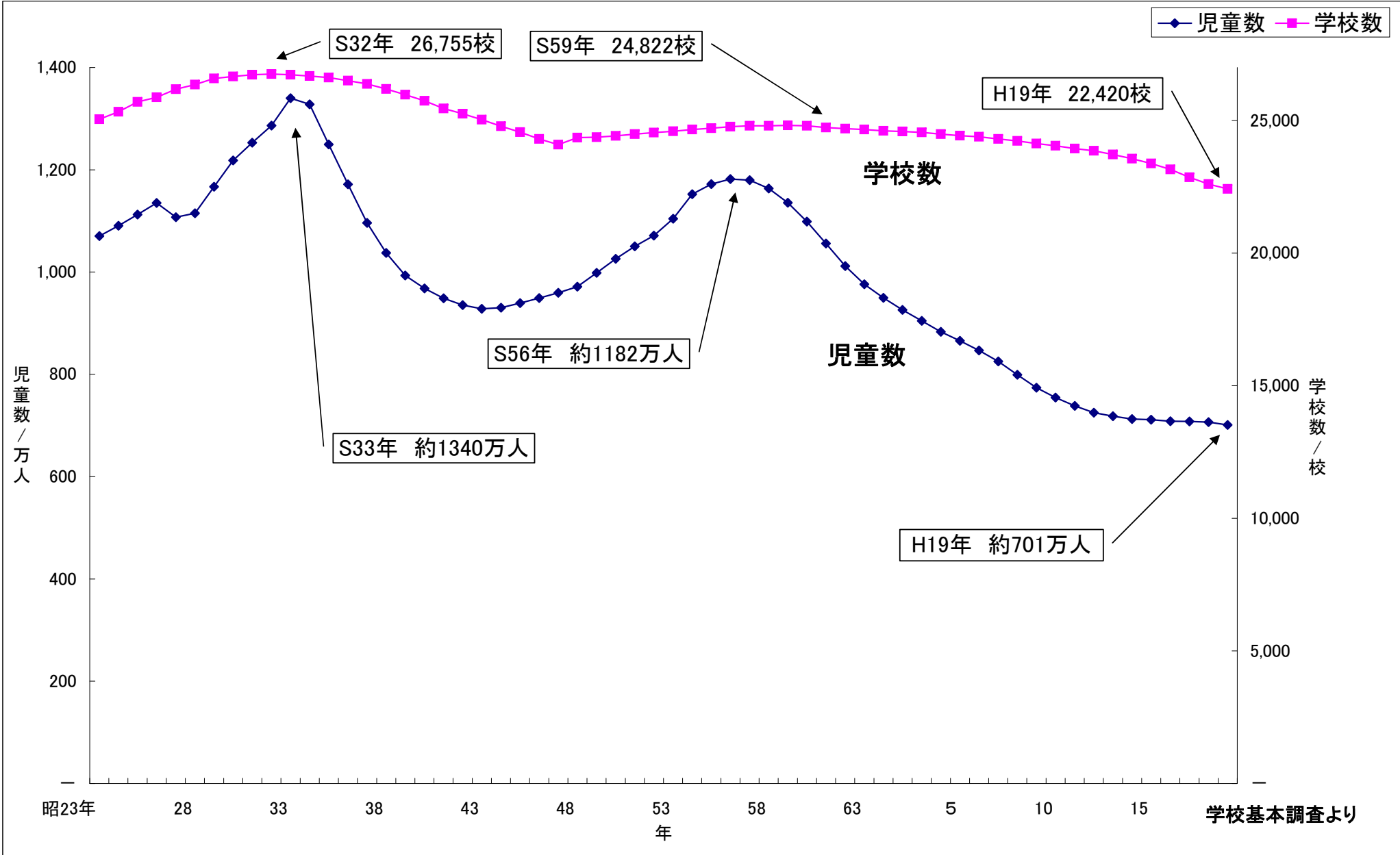
公立小・中学校の統合について

学校統合の方策については、昭和三一年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和三一年一月一七日付文初財第五〇三号文部事務次官通達）をもって通達されているところであり、教育委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願ってきたところではありますが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

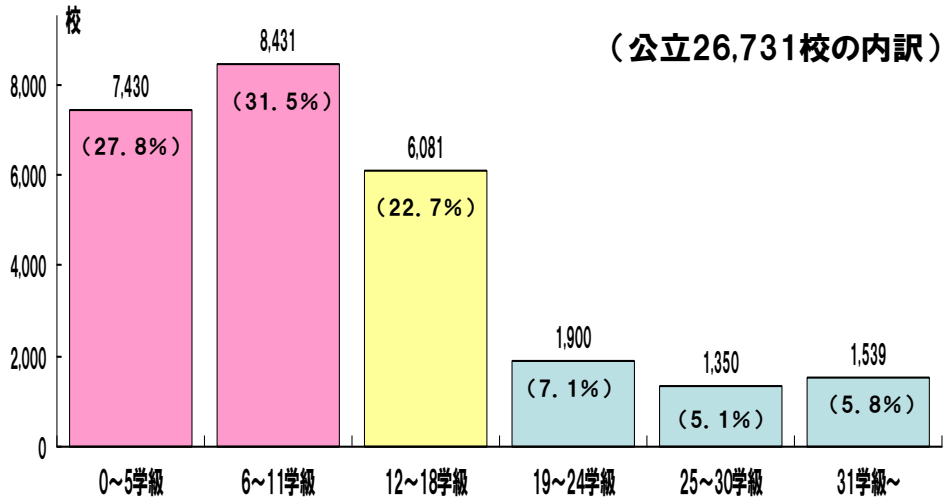
- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 ① 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
② 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
③ 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

公立小学校児童数・学校数

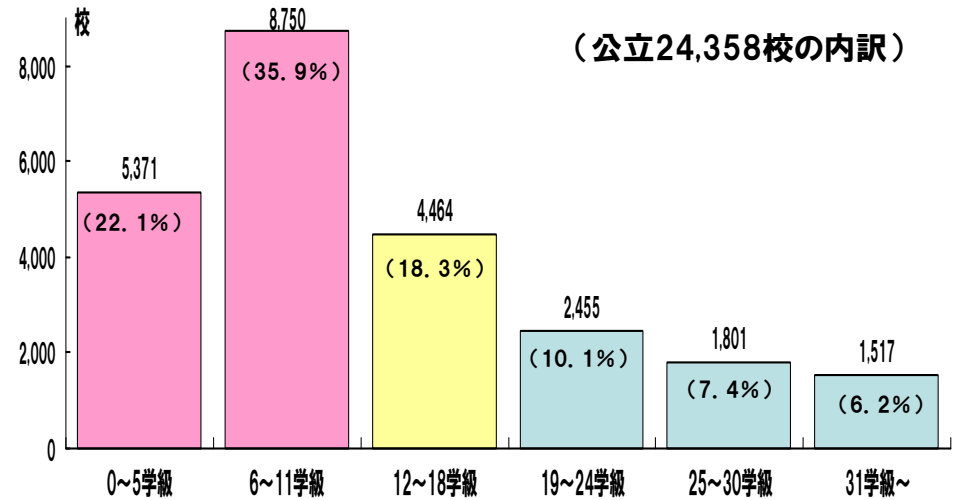


小学校学級数別学校数(公立)

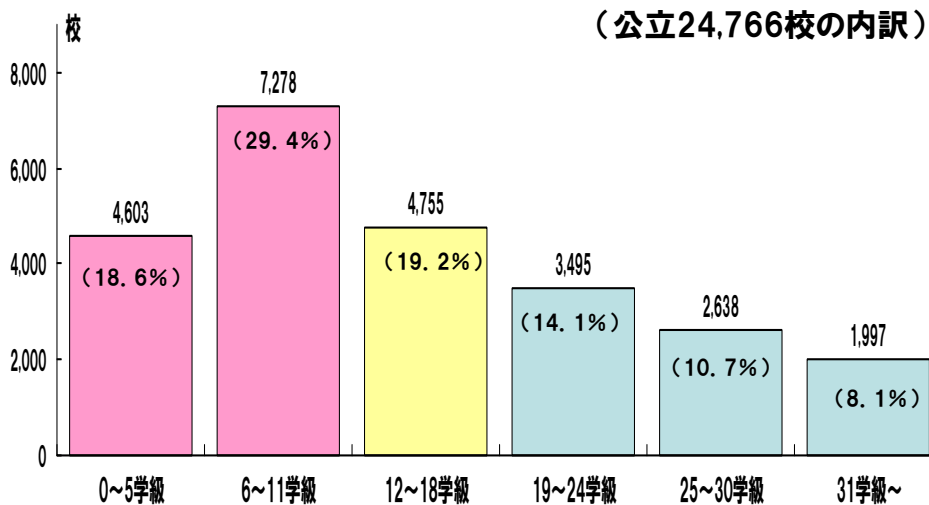
昭和33年度(第一次ベビーブームによる児童数のピーク)



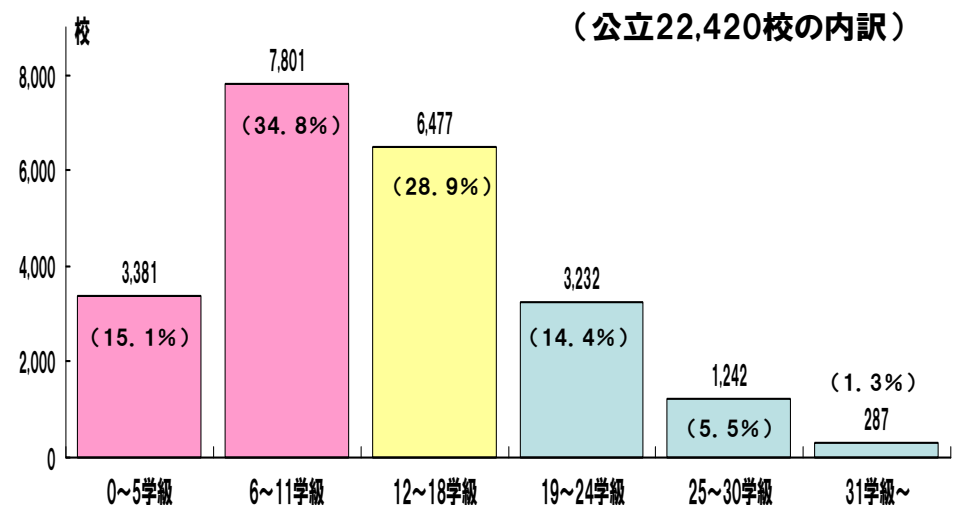
昭和48年度



昭和56年度(第2次ベビーブームによる児童数のピーク)



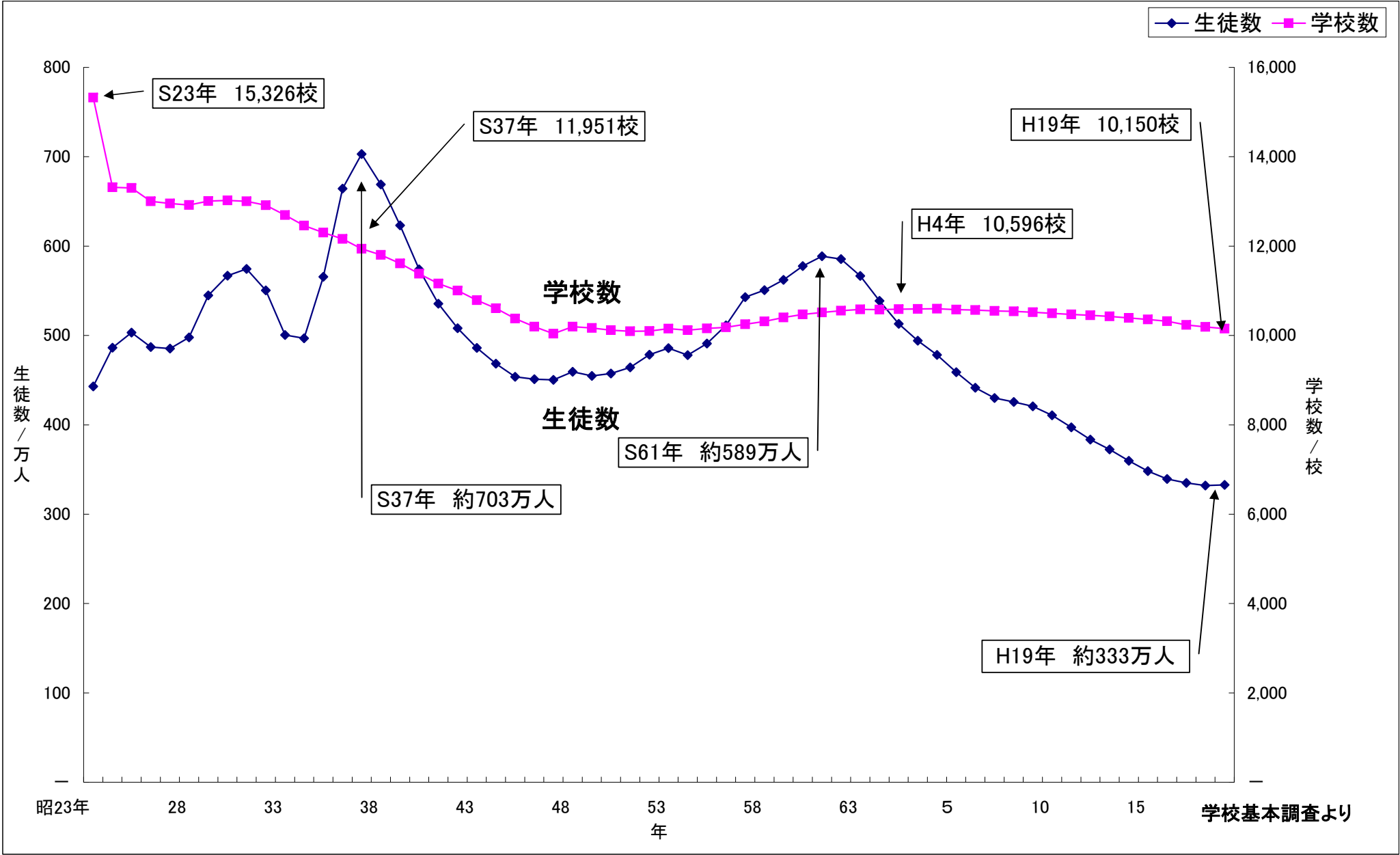
平成19年度



※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合

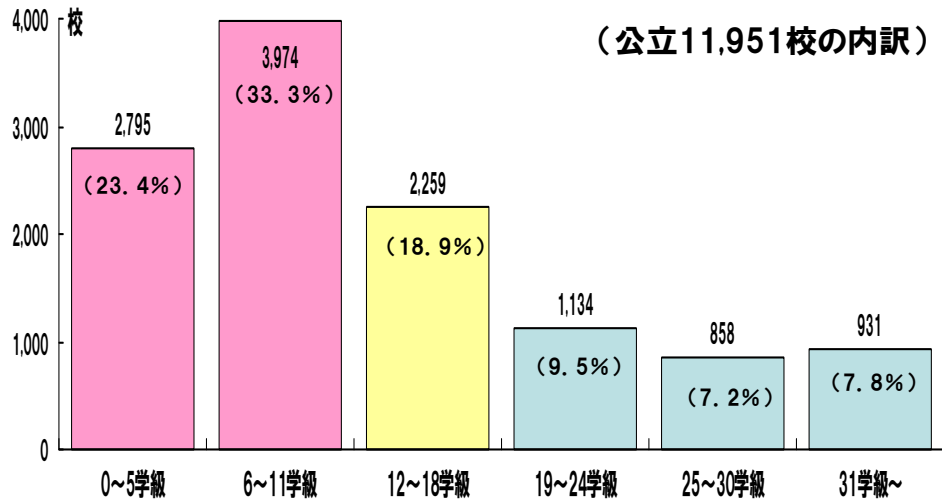
「学校基本調査」

公立中学校生徒数・学校数

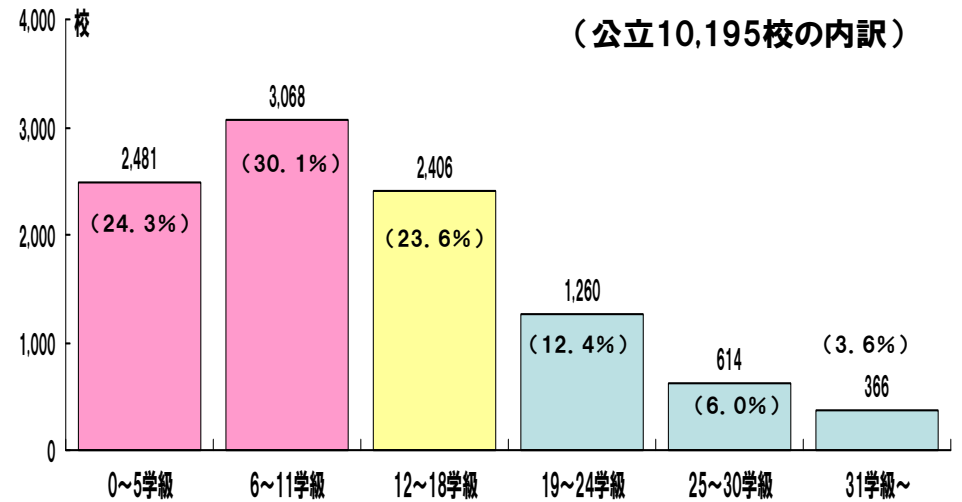


中学校学級数別学校数(公立)

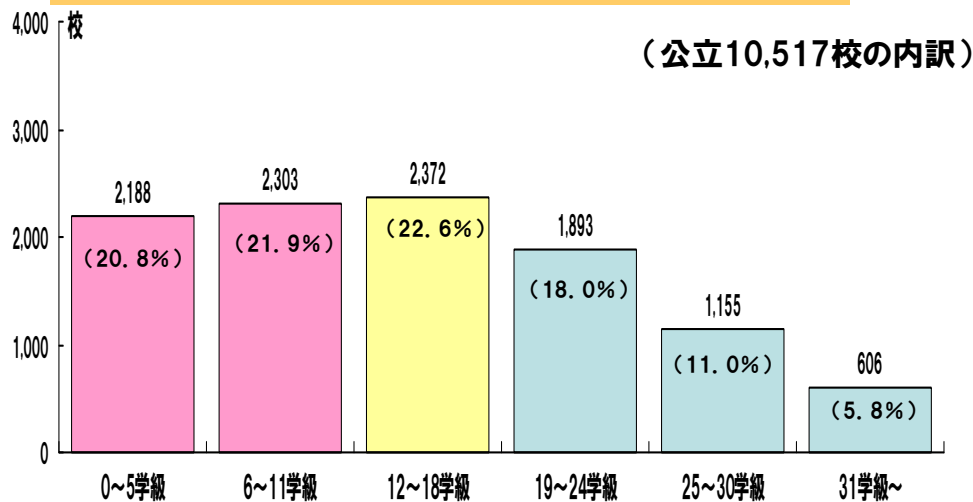
昭和37年度(第1次ベビーブームによる生徒数のピーク)



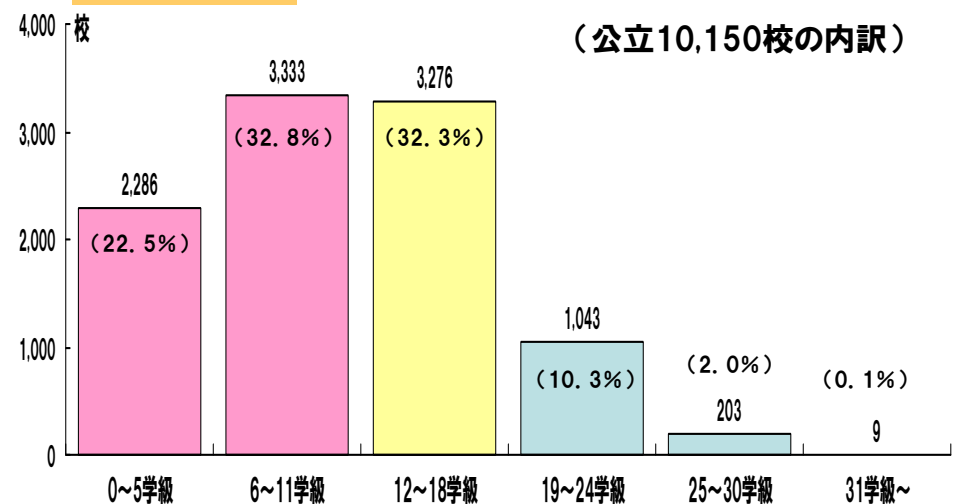
平成48年度



昭和61年度(第2次ベビーブームによる生徒数のピーク)



平成19年度



※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合

「学校基本調査」

②コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

制度の導入目的

近年、公立学校には、保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められていることから、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールが平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正による導入された。

制度の概要

学校運営協議会には、以下のような権限が与えられ、保護者や地域住民の意見が学校運営に直接反映されることを制度的に担保し、保護者や地域住民と学校とが、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み。

- ① 校長の作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成等）の承認を行うこと。
- ② 学校の運営に関して、教育委員会又は校長に意見を述べること。
- ③ 教職員の任用に関して、任命権者（教育委員会）に意見を述べること。

期待される効果

学校運営協議会制度の積極的な活用によって、地域に開かれた信頼される学校づくりの一層の推進や、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことが期待される。

関係条文

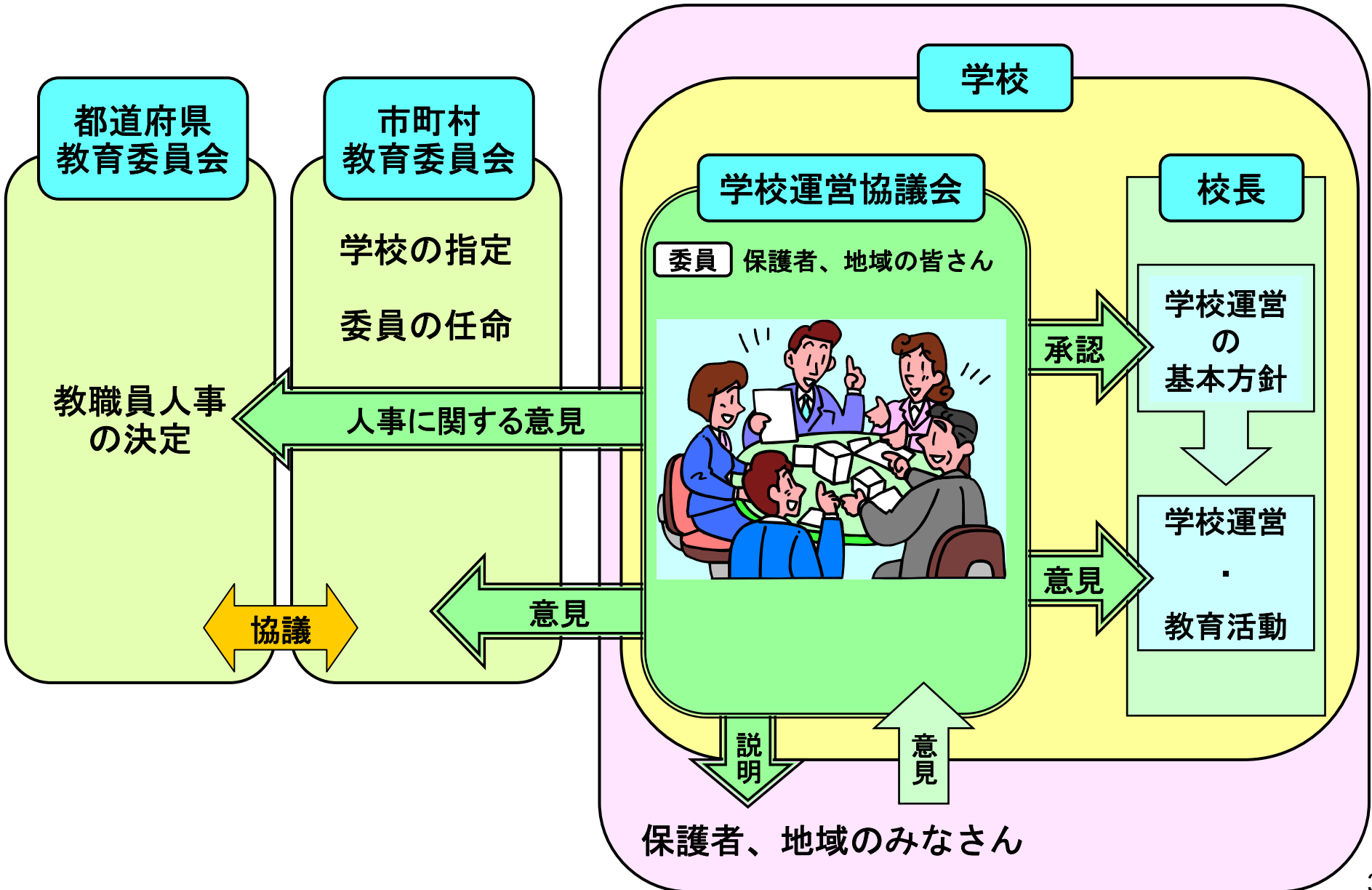
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。
 - 9 市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうち県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

附 則（平成一六年六月九日法律第九一号）

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

コミュニティ・スクールのイメージ



コミュニティ・スクール制度化までの経緯

平成12年12月22日

教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－

12年1月25日

21世紀教育新生プラン（レインボー・プラン）

14年3月29日

規制改革推進3か年計画（改定）

14年4月～
17年3月

「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」

15年3月28日

規制改革推進3か年計画（再改定）

15年5月15日

「今後の初等中等教育改革の推進方策について」
文部科学大臣から中央教育審議会への諮問

16年3月4日

「今後の学校の管理運営の在り方について」 **【別記】**
中央教育審議会答申

6月9日

改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」成立、公布

9月9日

改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」施行

【別記】 「今後の学校の管理運営の在り方について」答申（抄）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について

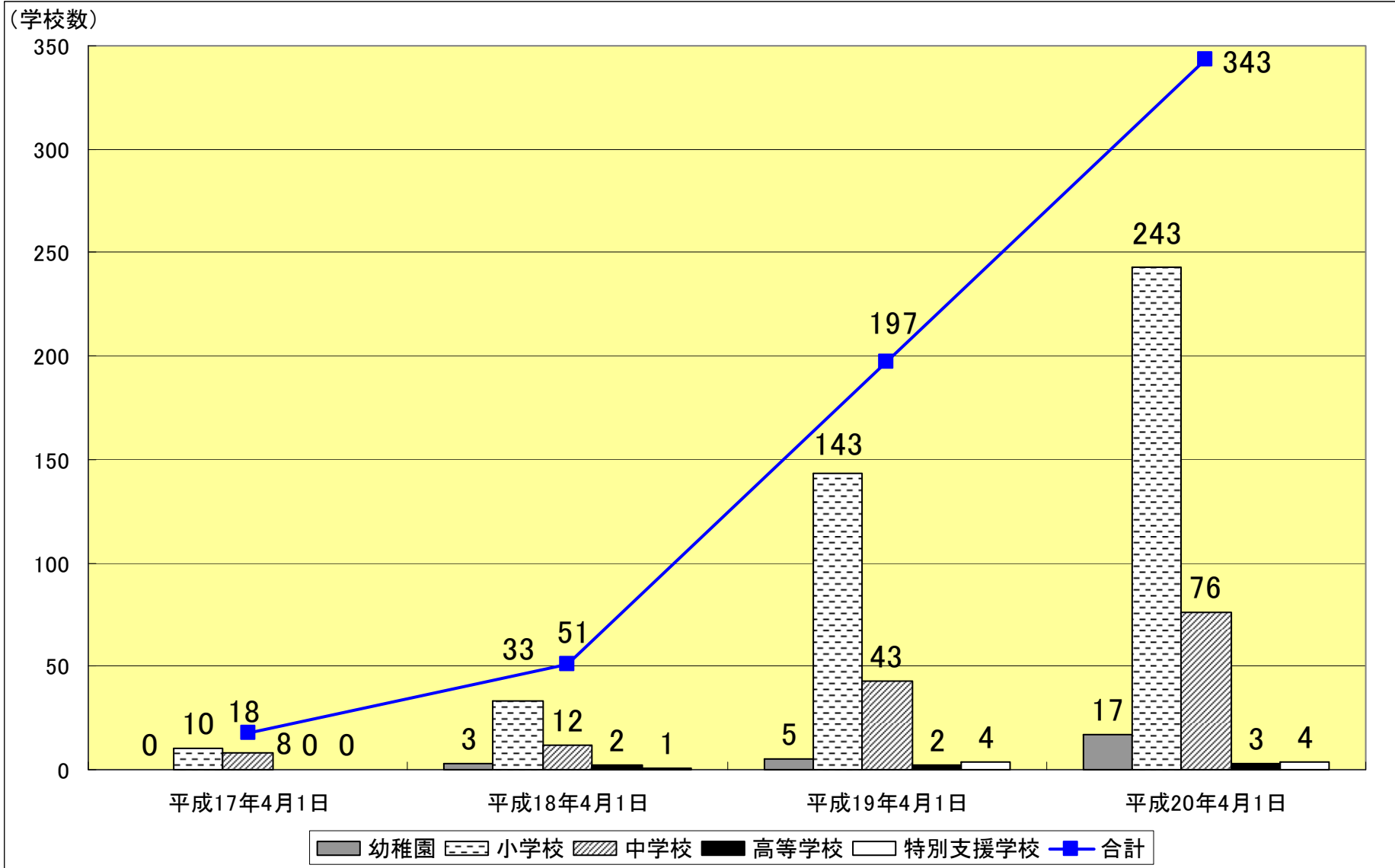
○地域が公立学校の運営に参画する意義

- ・公立学校の管理運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことを期待。

○制度化に当たっての基本的考え方

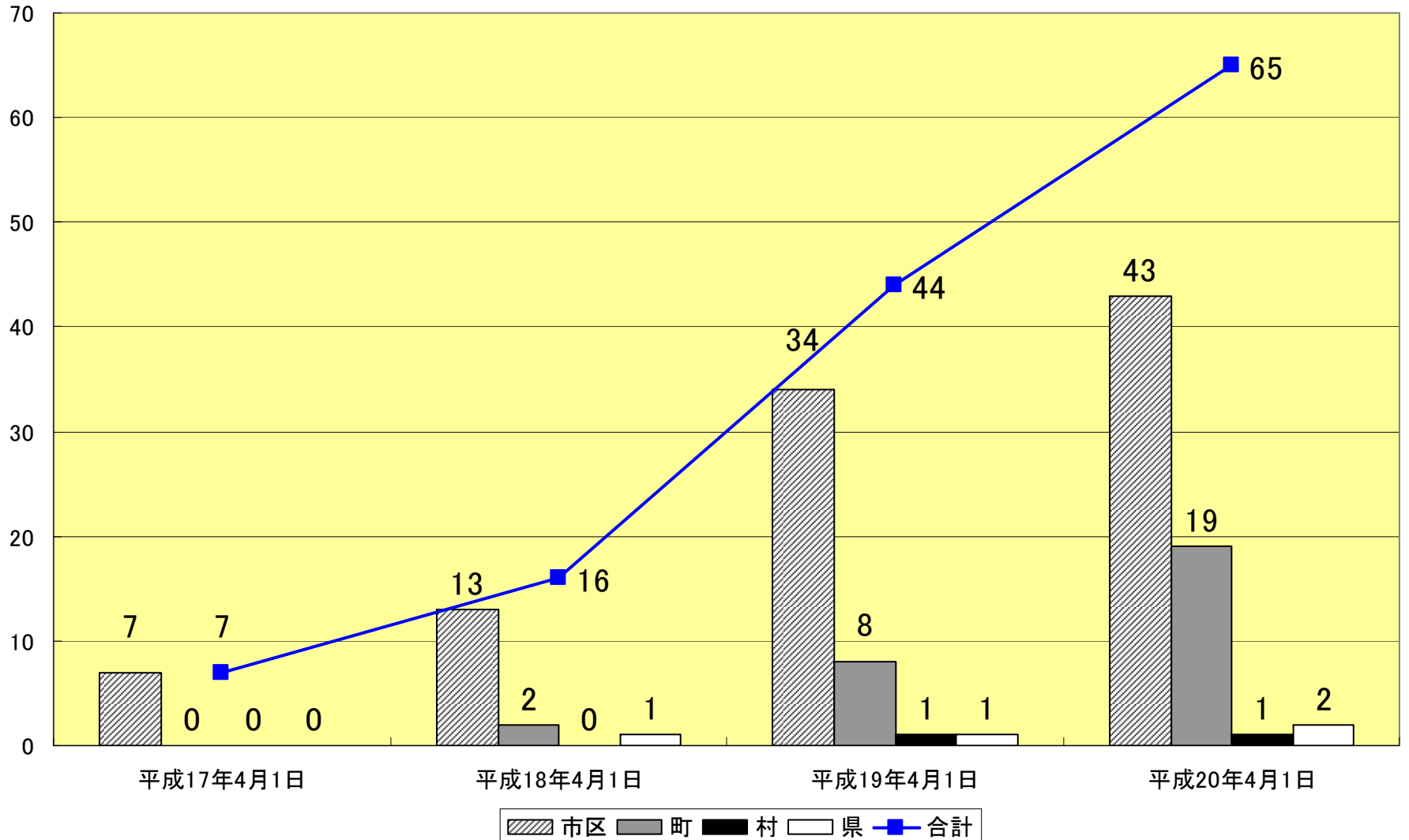
- ・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置。
- ・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会）を設置。
- ・学校運営協議会は、教育計画、予算計画の方針などの学校運営の基本的事項について承認。
- ・学校運営協議会は、校長や教職員の人事について任命権を有する教育委員会に対して意見を述べ、教育委員会は、その意見を尊重して人事を行う。
- ・学校の創意工夫を活かした様々な取組が可能となるよう、校長の裁量権の拡大が重要。
- ・地域運営学校自身による自己評価に加え、教育委員会による不断の点検・評価が重要。必要に応じて指導、指定取消等の是正措置を行う。

コミュニティ・スクールの指定状況の推移について（学校種別）



コミュニティ・スクールの指定状況の推移について（学校設置者別）

(学校設置者数)



コミュニティ・スクールの関連予算について

(コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進プラン)

(前年度予算額 90,460千円)
20年度予算額 181,993千円

1 趣 旨

教育改革国民会議報告や総合規制改革推進会議の答申、平成16年3月の中央教育審議会答申等において、保護者や地域住民が公立学校運営に参画するための新たな制度の創設が提言された。

これらの提言を踏まえ、同年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)が導入されたところである。

学校運営協議会制度は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める新しい仕組みである。各地域において、同制度が円滑かつ効果的に実施され、新しいタイプの学校運営が着実に推進されるための事業を実施する。

2 内 容

1. コミュニティ・スクール推進事業(拡充) 153,000千円(37,699千円)
 - ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用を推進するための事業を行い、制度の円滑な普及に資する。
 - ・事業委嘱 47都道府県 → 305校
2. コミュニティ・スクール推進フォーラムの開催 25,000千円(48,872千円)
 - ・保護者、地域住民、学校・教育委員会関係者等を対象としたフォーラムを開催し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)についての理解を促進するとともに、研究協議を通じてその効果的な運用に向けた取組を推進する。
 - ・全国3会場で開催 → 全国5会場で開催
3. 成果検証委員会の開催 3,993千円(3,679千円)
 - ・H18年度で2力年の調査研究期間(第1期)が終了したことを踏まえた検証(2年目)を行うとともに今後の推進方策を策定する。

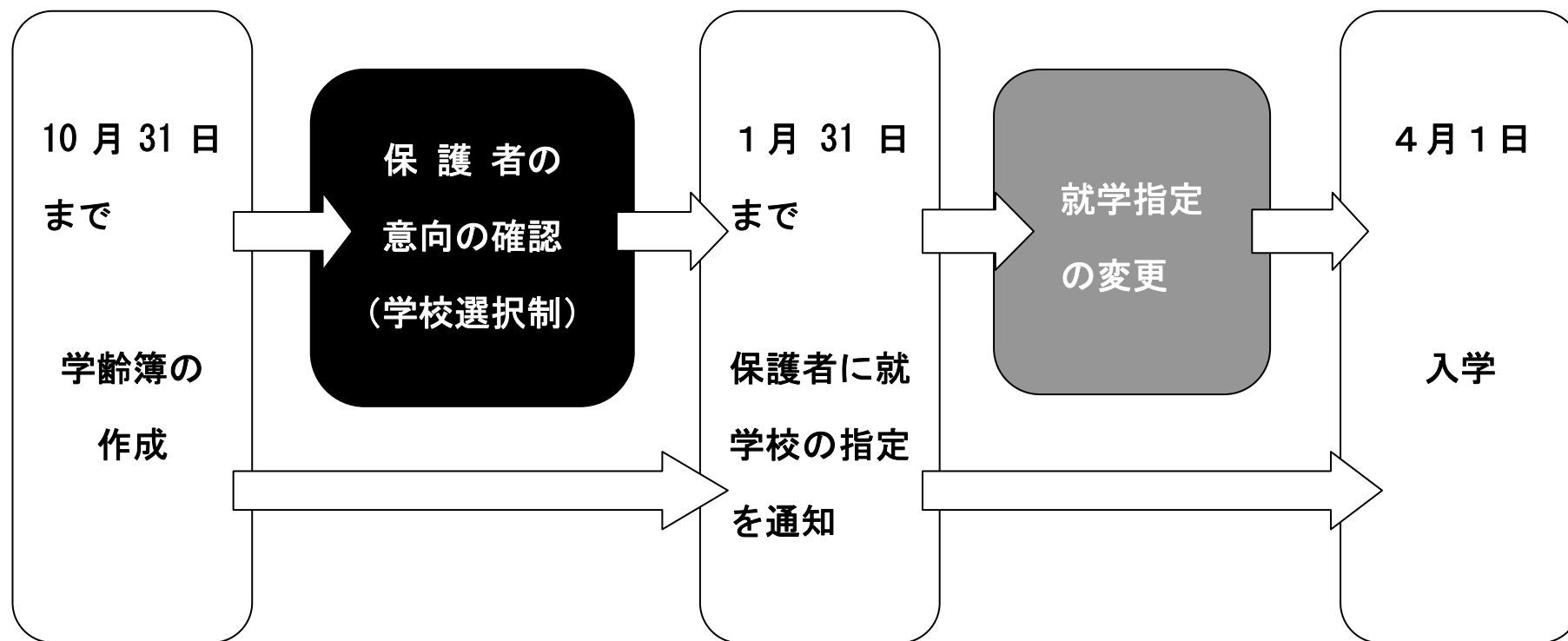
学校評議員制度・学校運営協議会制度・学校支援地域本部の違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	学校支援地域本部
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」 第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5	(法的な措置はない)
	平成12年4月1日施行	平成16年9月9日施行	
	学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。	

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	学校支援地域本部
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの	地域の住民・保護者 その他教育委員会が必要と認める者	<p>【地域教育協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者及び地域の代表者（校長や教職員、コーディネーターやボランティア代表、PTA関係者、公民館館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等） <p>【地域コーディネーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の実情に精通する者で、ボランティアの活動の連絡調整を行う。 <p>【学校支援ボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援活動に参加する地域住民のボランティア <p>（法的な措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。）</p>
（任命）	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 *委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	学校管理下の教育活動の支援 【例】 学習支援、部活動指導、校内の環境整備、子どもの安全確保、学校行事等の支援
	学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。		
学校数	全国で35,042校 （全公立学校の82.3%） （平成18年8月1日現在） ※類似制度を含む	全国で343校 （平成20年4月1日現在）	全国1,800箇所（中学校区単位）に設置できるよう、予算措置（平成20年度）

③学校選択制について

就学指定に係る市(区)町村教育委員会の事務手続き



関係条文

○ 学校教育法施行令（抄）

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者
- 二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三、第六条の四、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条第三項及び第十二条の二において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

（就学すべき学校の変更）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○ 学校教育法施行規則（抄）

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

小・中学校における学校選択制等の実施状況について

1. 対象

- ・平成18年5月1日現在の全国の自治体（市(区)町村、学校組合）。
- ・本資料中においては、「当該市(区)町村内に2校以上の小学校（中学校）を置く自治体」を母数としている。

自治体数（H18.5.1現在）		(参考)H16.11.1現在
回答自治体（総計）	・・・ 1,872自治体	3,051自治体
総計のうち、当該市(区)町村内に2校以上の小学校を置く自治体	・・・ 1,696自治体(90.6%)	2,576自治体(84.4%)
総計のうち、当該市(区)町村内に2校以上の中学校を置く自治体	・・・ 1,329自治体(71.0%)	1,448自治体(47.5%)

2. 用語の説明

学校選択制：就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取するもの。

学校選択制には以下のような形態がある。

- | | |
|------------|--|
| A) 自由選択制 | ：当該市(区)町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの |
| B) ブロック選択制 | ：当該市(区)町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの |
| C) 隣接区域選択制 | ：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの |
| D) 特認校制 | ：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市(区)町村内のどこからでも就学を認めるもの |
| E) 特定地域選択制 | ：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの |
| F) その他 | |

就学校指定の変更：一旦就学指定された学校に通うことが、必ずしも保護者の意向に合致しない場合に、保護者の申し立てにより市(区)町村教育委員会がその市(区)町村内の他の学校に指定を変更するもの。

通学区域制度の弾力化に関する文部科学省の取組

- 学校選択制等についての事例集を作成し、市(区)町村教育委員会に配布（平成9年度、平成12年度、平成14年度、平成17年度）
- 通学区域の弾力的運用について通知（平成9年度）
 - ・通学区域制度の運用に当たっては、各市(区)町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うよう通知。
- 学校教育法施行規則の一部を改正（平成14年度）
 - ・就学校の指定の際、あらかじめ保護者の意見を聴取できること、その際の手続き等を公表することを規定。
 - ・就学校の変更の際、その要件及び手続きを明確化し公表するものとすることを規定。
- 学校教育法施行規則の一部を改正（平成17年度）
 - ・市(区)町村の教育委員会が就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとすることを規定。
- 学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について通知（平成18年度）
 - ・就学校の変更の際、その要件及び手続きを公表することなど、市(区)町村教育委員会における就学に関する事務の適正化が図られるよう通知。

学校選択制（入学時）について

小学校

- **小学校で学校選択制（入学時）を導入しているのは240自治体（14.2%）**（H16調査 227自治体(8.8%））
 - ・ 選択制の形態については、従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認める「特定地域選択制」が最も多く、108自治体（H16調査 「特認校制」が最も多く、74自治体）
 - ・ 当該市（区）町村内のすべての小学校から選択が可能な「自由選択制」を導入している自治体は、24自治体（H16調査 31自治体）
- **実施を検討しているのは214自治体（12.6%）**（H16調査 150自治体(5.8%））
また、今後検討を予定しているのは、355自治体（20.9%）

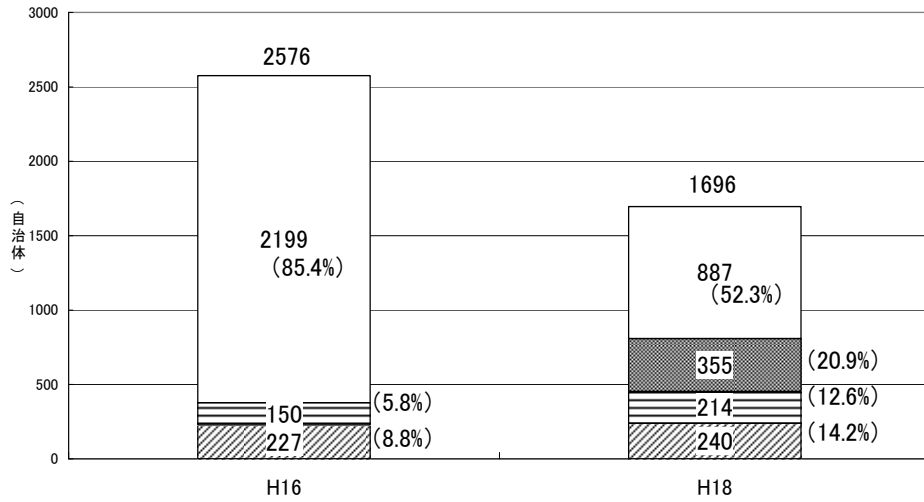
中学校

- **中学校で学校選択制（入学時）を導入しているのは185自治体（13.9%）**（H16調査 161自治体(11.1%））
 - ・ 選択制の形態については、従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認める「特定地域選択制」が最も多く、66自治体（H16調査 46自治体）
 - ・ 当該市（区）町村内のすべての中学校から選択が可能な「自由選択制」を導入している自治体は55自治体（H16調査 45自治体）
- **実施を検討しているのは193自治体（14.5%）**（H16調査 138自治体(9.5%））
また、今後検討を予定しているのは、289自治体（21.7%）

※ 都道府県・政令市ごとの詳細なデータは、文部科学省ホームページに掲載予定。

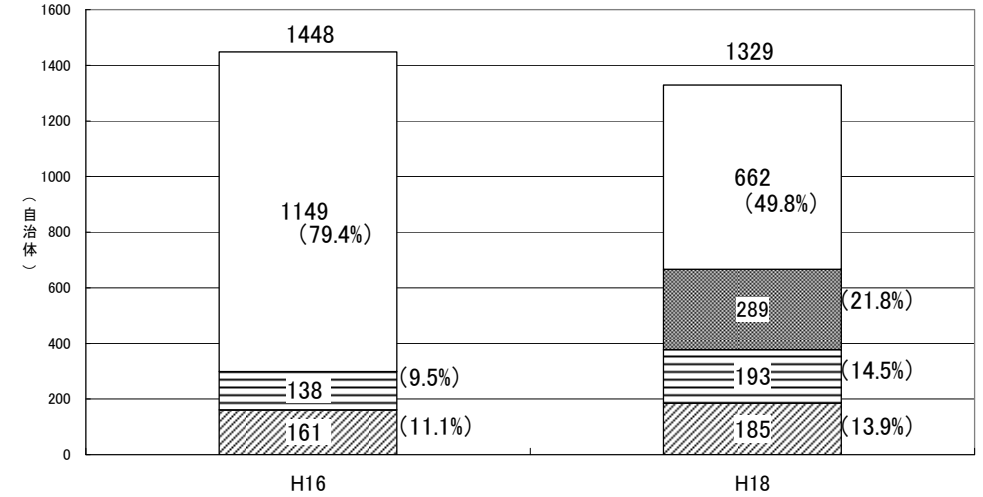
学校選択制の実施状況(小学校)

☑導入している ☐検討中 ■今後検討予定 □導入しない



学校選択制の実施状況(中学校)

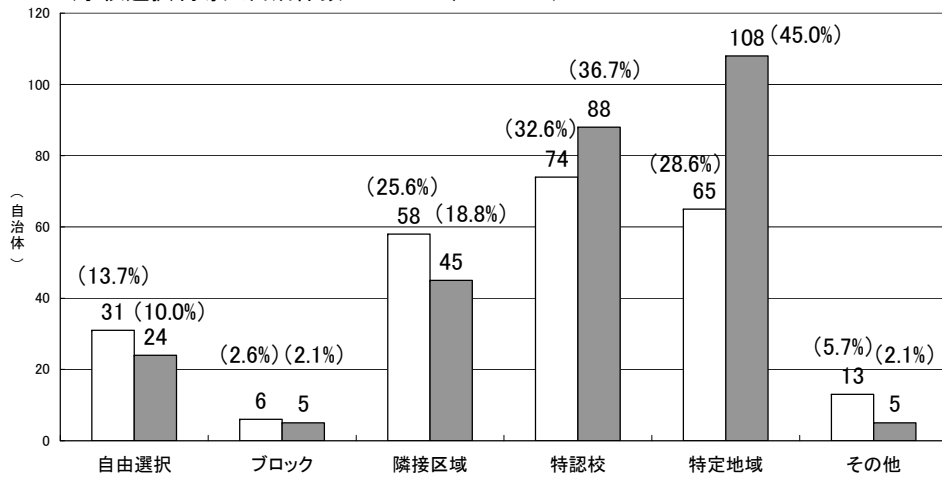
☑導入している ☐検討中 ■今後検討予定 □導入しない



学校選択制の形態(小学校・複数回答)

(学校選択制導入自治体数 H16:227、H18:240)

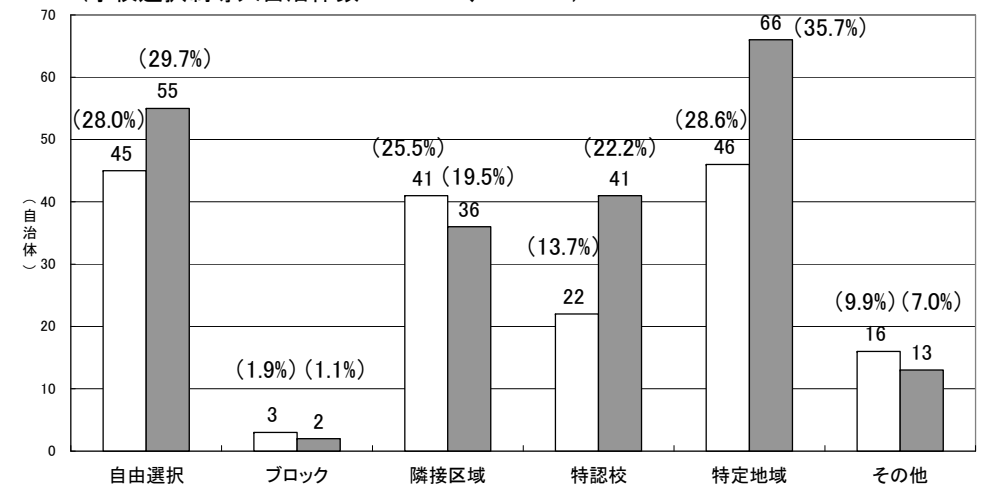
☐H16 ■H18



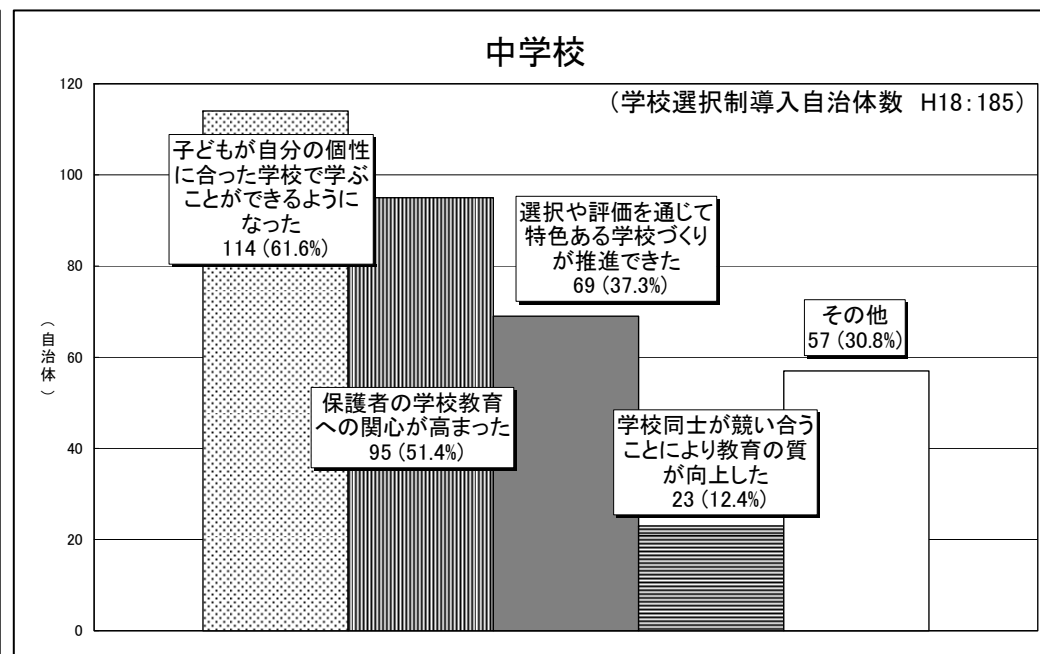
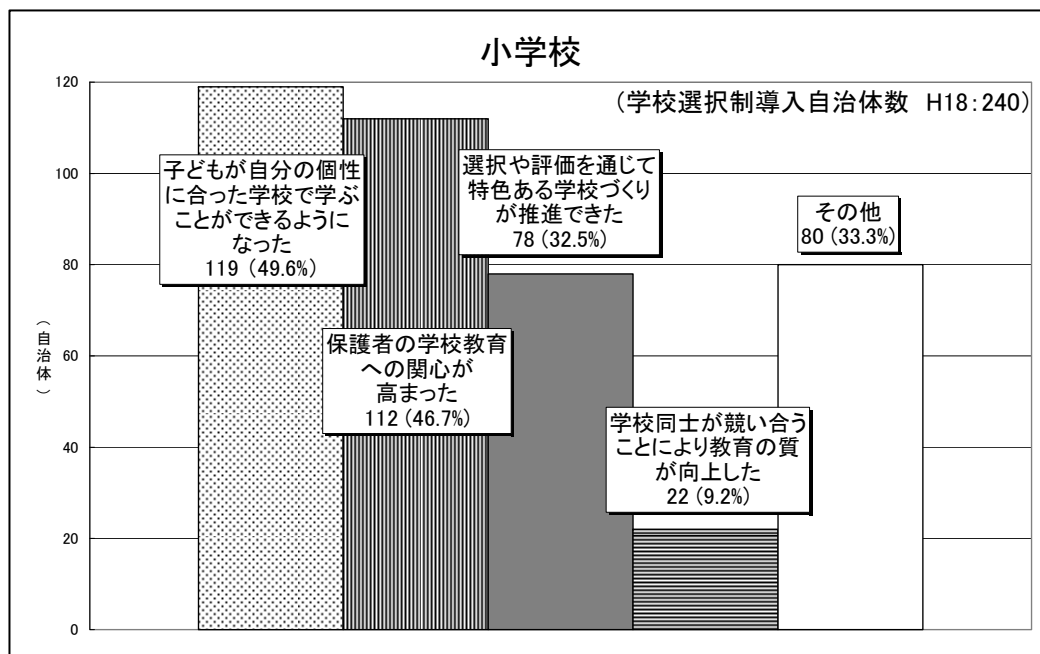
学校選択制の形態(中学校、複数回答)

(学校選択制導入自治体数 H16:161、H18:185)

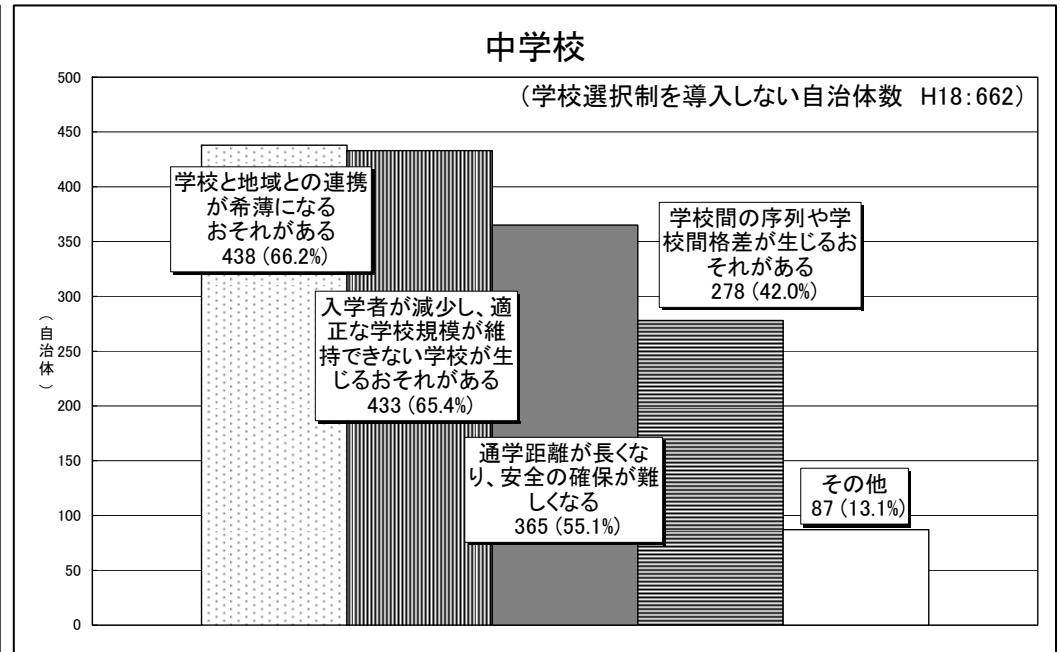
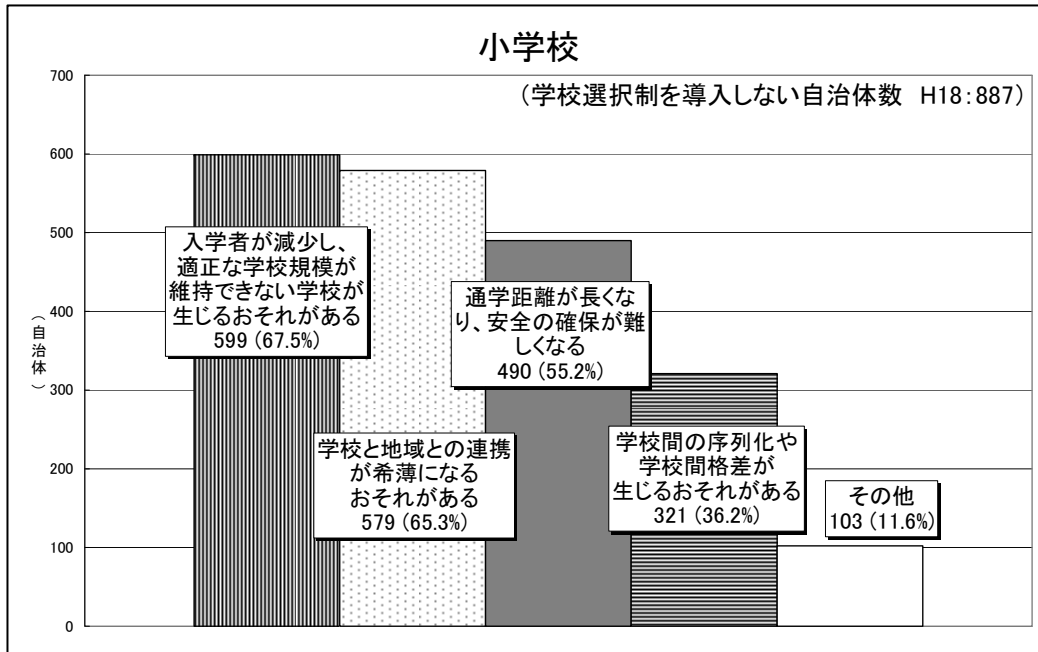
☐H16 ■H18



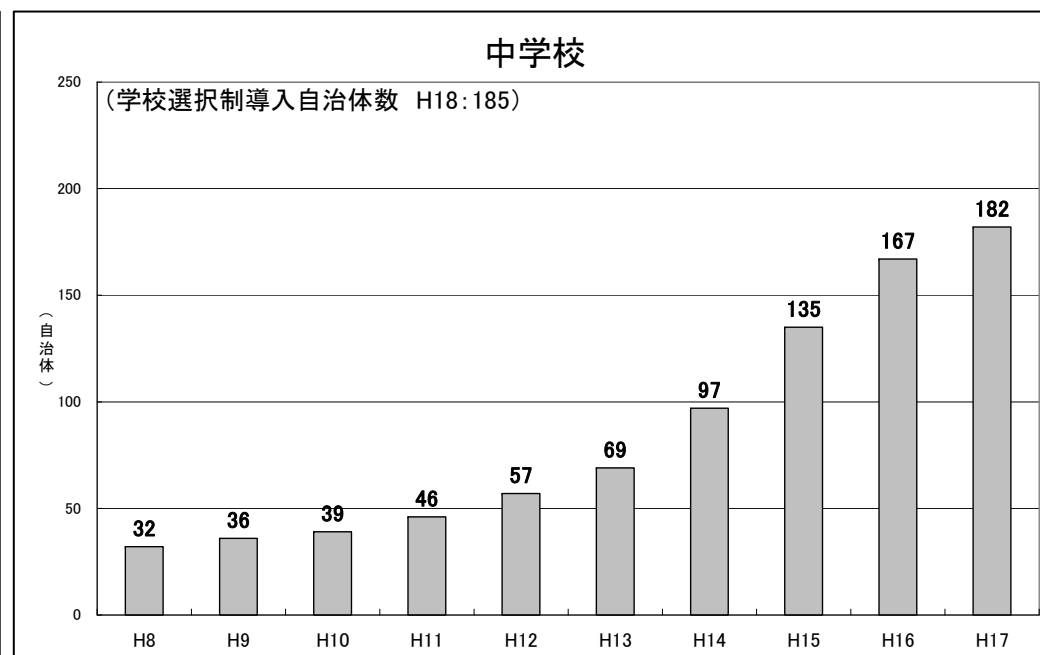
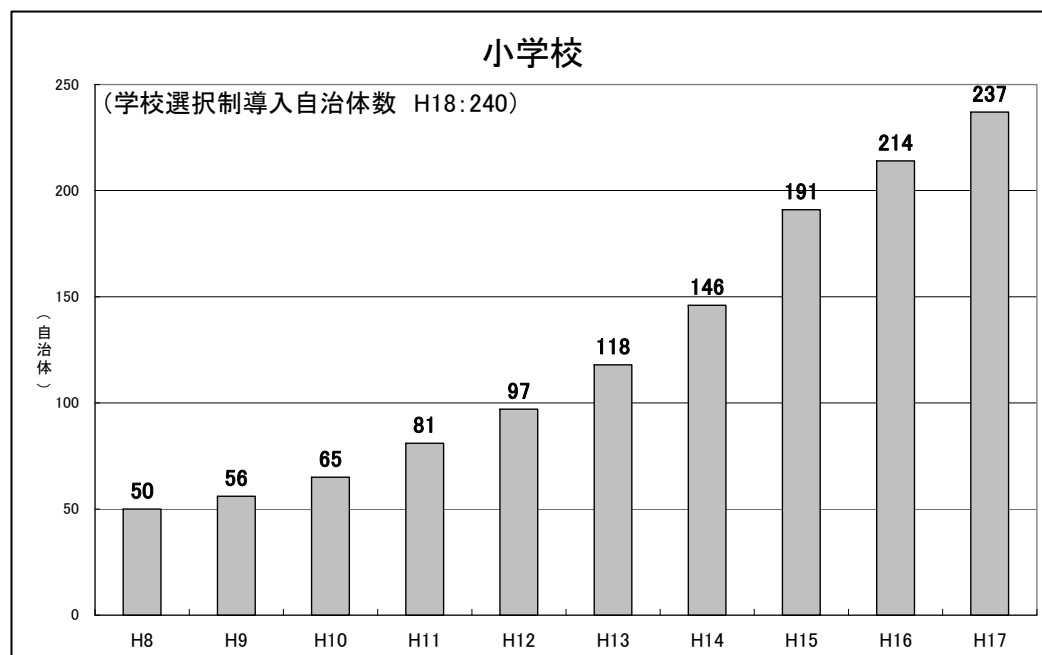
学校選択制を導入してよかったこと(複数回答)



学校選択制を導入しない理由 (複数回答)



学校選択制の導入時期（累計）

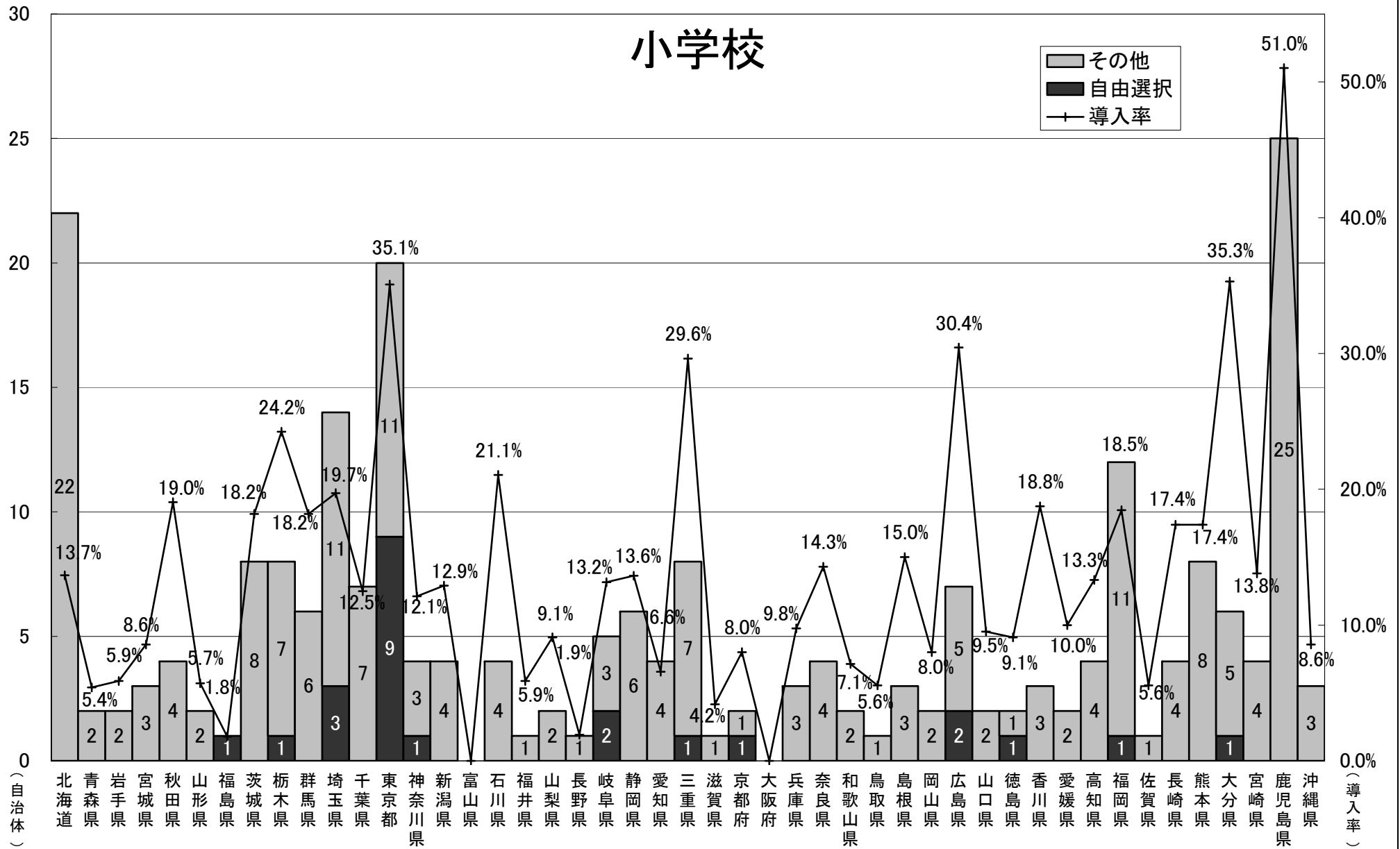


※1 以上のほか、学校選択制を導入しているが導入時期が不明な自治体が3自治体ある。

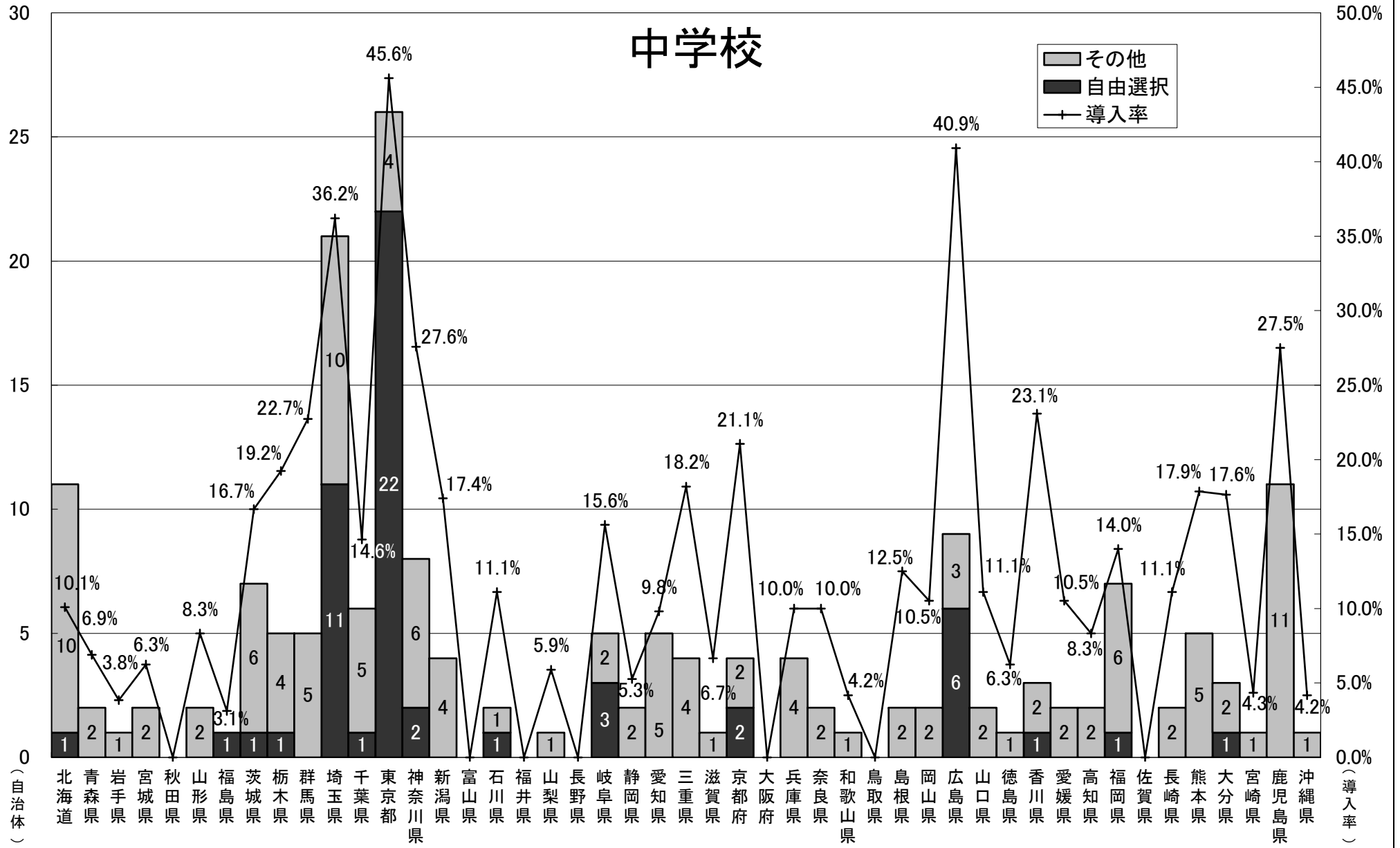
※2 表中の年度は、翌年度入学者を対象としていることを意味する。（例えば「H17」は、平成18年度入学者が対象。）

学校選択制の実施状況（都道府県別（含：政令市）、複数回答）

小学校



中学校



就学校指定の変更について（入学時）

小学校

○ 小学校入学時に就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは950自治体（56.0%）

（H16調査 1,091自治体（42.4%））

- ・ 就学すべき学校の指定の変更については、通学距離など通学の利便性を理由とする場合であることを理由とするものが最も多い（474自治体）（その他を除く）。
- ・ 平成17年度間の就学校の指定の変更の申立件数は34,359件
うち変更が認められた件数は33,811件（98.4%）

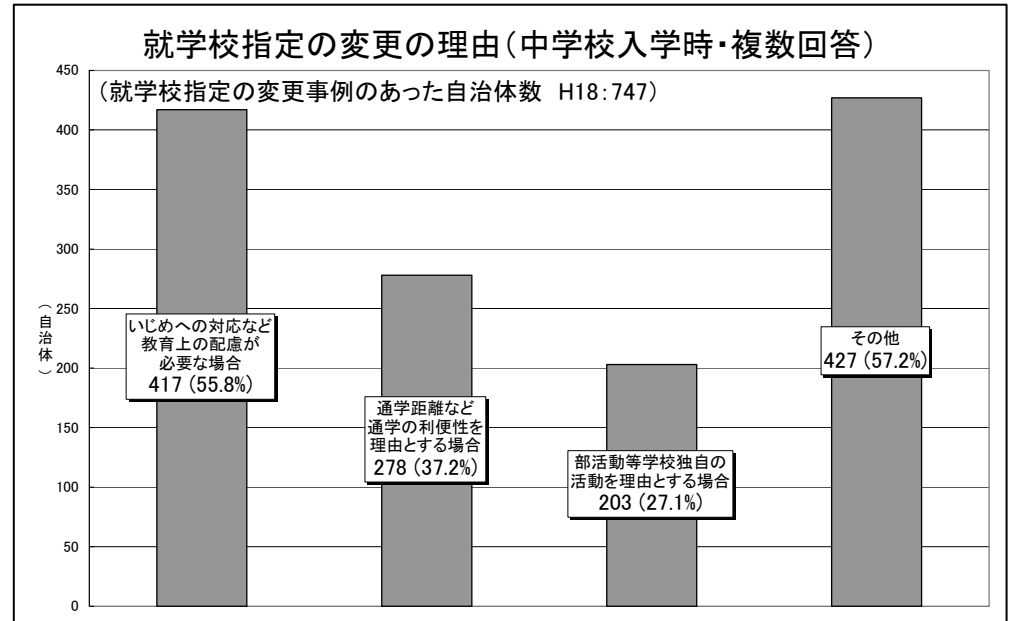
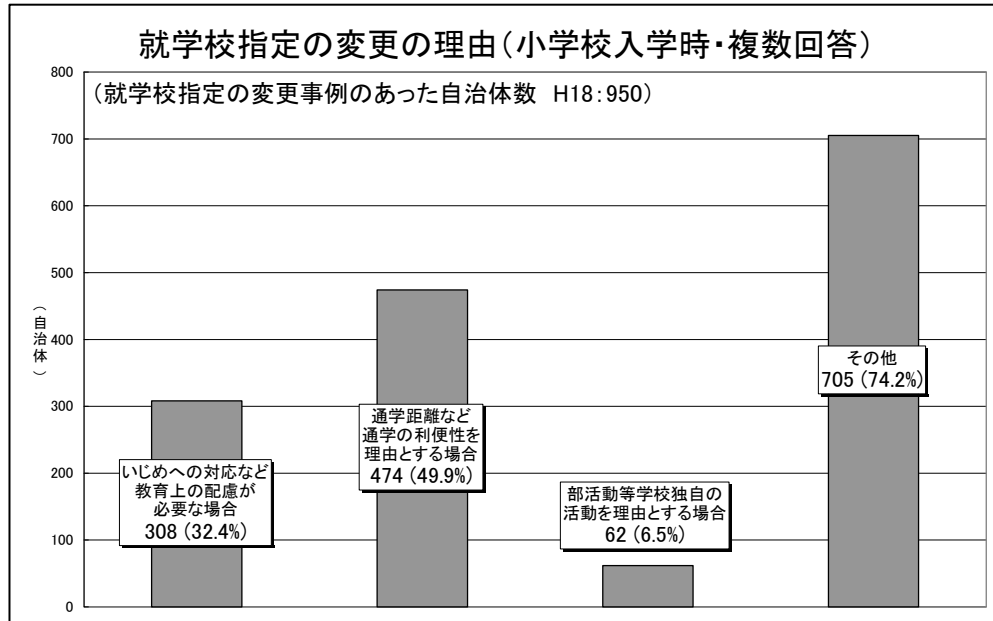
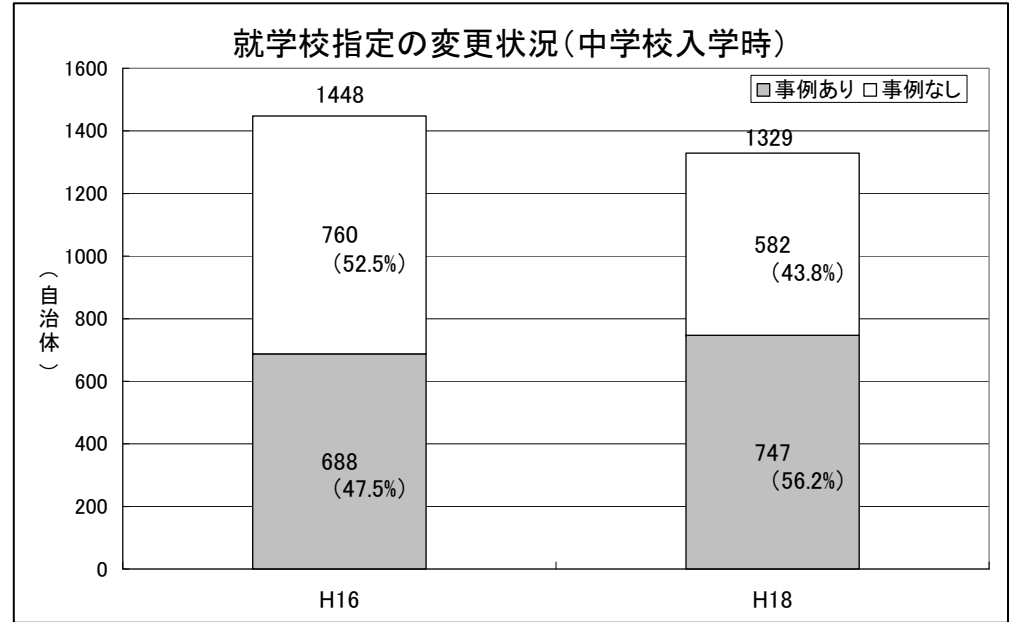
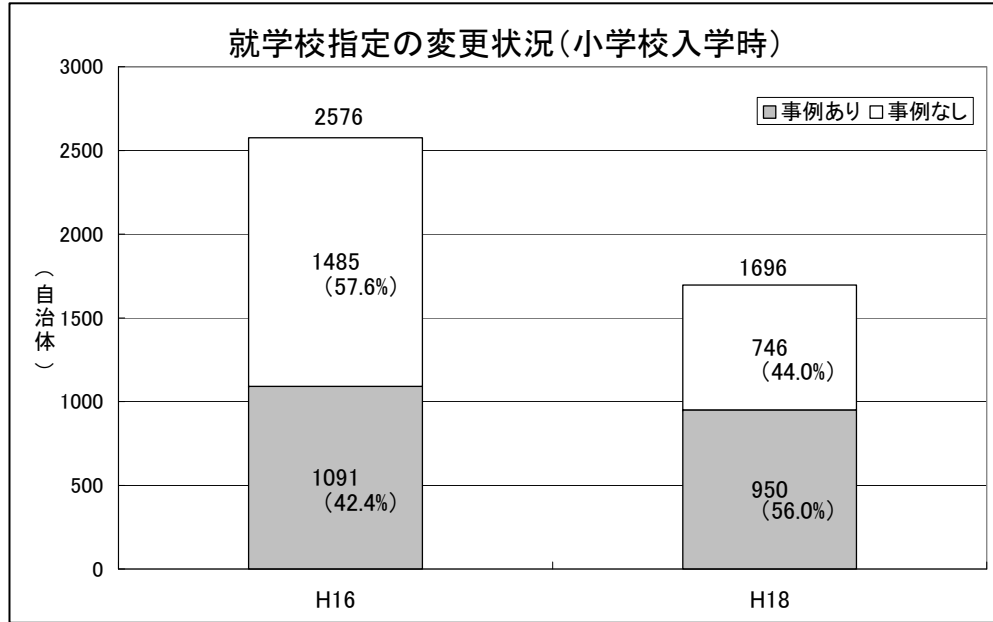
中学校

○ 中学校入学時に就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは747自治体（56.2%）

（H16調査 688自治体（47.5%））

- ・ 就学すべき学校の指定の変更については、いじめへの対応など教育上の配慮が必要な場合であることを理由とするものが最も多い（417自治体）（その他を除く）。
- ・ 平成17年度間の就学校の指定の変更の申立件数は20,200件
うち変更が認められた件数は19,775件（97.9%）

※ 都道府県・政令市ごとの詳細なデータは、文部科学省ホームページに掲載予定。



就学校指定の変更について（学年途中）

小学校

○ 小学校の学年途中で就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは972自治体（57.3%）

- ・就学すべき学校の指定の変更については、いじめへの対応など教育上の配慮が必要な場合であることを理由とするものが最も多い（542自治体）（その他を除く）。
- ・平成17年度間の就学校の指定の変更の申立件数は79,256件
うち変更が認められた件数は78,865件（99.5%）

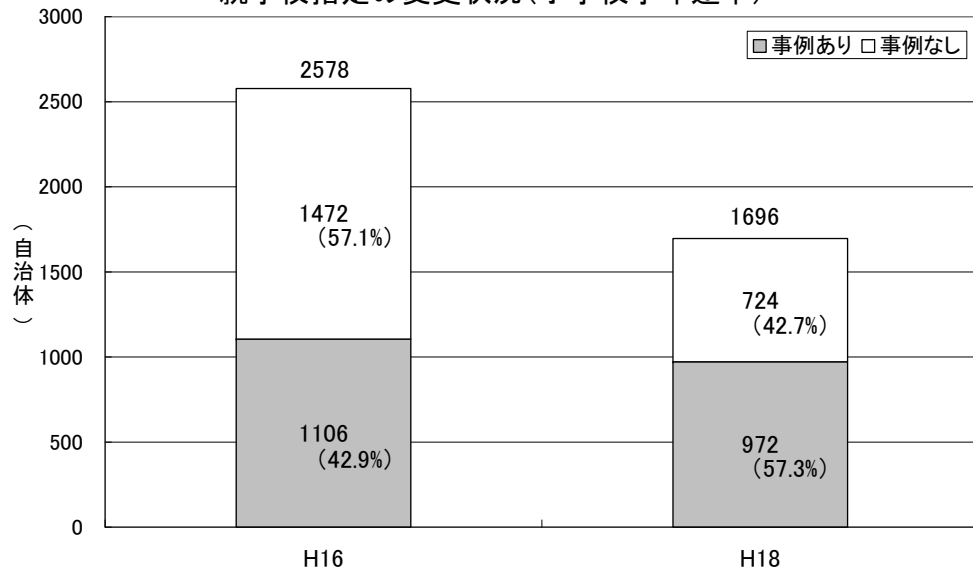
中学校

○ 中学校の学年途中で就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは807自治体（60.7%）

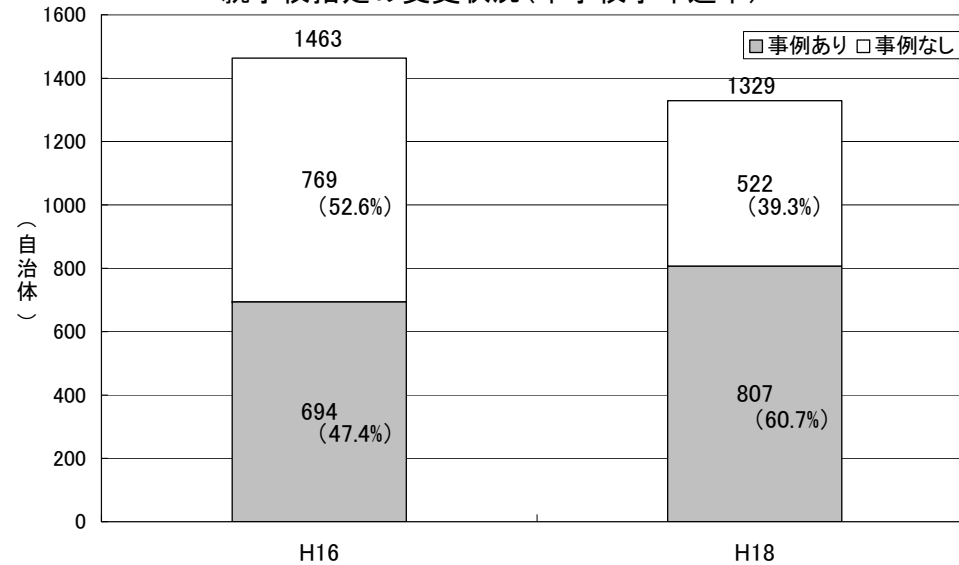
- ・就学すべき学校の指定の変更については、いじめへの対応など教育上の配慮が必要な場合であることを理由とするものが最も多い（528自治体）（その他を除く）。
- ・平成17年度間の就学校の指定の変更の申立件数は33,127件
うち変更が認められた件数は32,950件（99.5%）

※ 都道府県・政令市ごとの詳細なデータは、文部科学省ホームページに掲載予定。

就学校指定の変更状況(小学校学年途中)

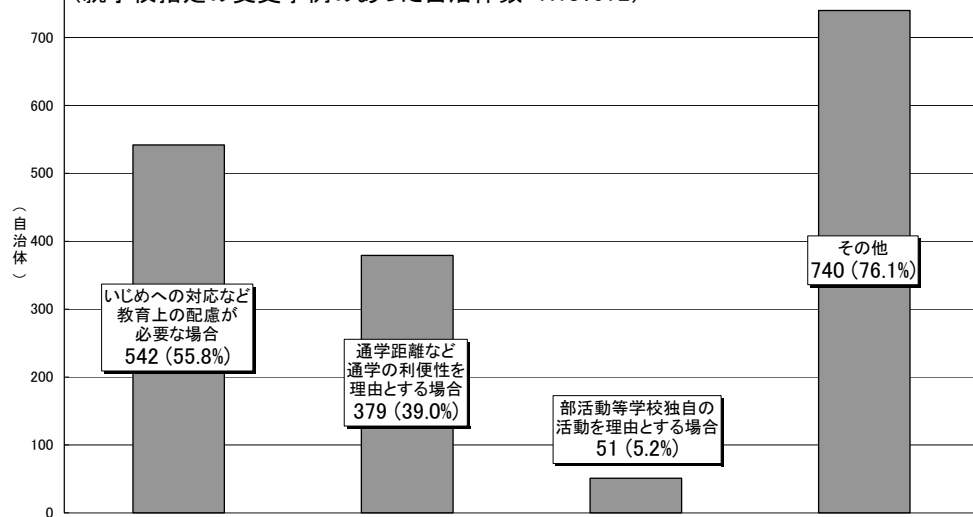


就学校指定の変更状況(中学校学年途中)



就学校指定の変更の理由(小学校学年途中・複数回答)

(就学校指定の変更事例のあった自治体数 H18:972)



就学校指定の変更の理由(中学校学年途中・複数回答)

(就学校指定の変更事例のあった自治体数 H18:807)

